

國學院大學學術情報リポジトリ

豊臣政権と毛利氏

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 堀越, 祐一 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.57529/0002000658 |

豊臣政権と毛利氏

堀越 祐一

はじめに

近年、関ヶ原合戦とその前段階に関する研究は大いに深化しており、とくに秀吉死去から合戦に至るまでの政治動向については、近年多くの論考が発表されている。⁽¹⁾ 関ヶ原合戦において、徳川家康率いる東軍に対し、西軍は実質的な指導者は石田三成でよいとして、名目上の総大将は家康と同じ「五大老」⁽²⁾の毛利輝元とみなすのが一般的である。日本最大の大名にして最上位の官位を有する家康と対峙できるのは、西国随一の領国を持ち、官位面でも家康に次ぐ中納言である毛利輝元しかいないと考えるのは当然ではある。

この点については疑義もあるため後述するが、吉川・小早川氏を含む毛利一族の動向が、関ヶ原合戦の帰趨に大きな影響を与えたことは間違いない。毛利家は数的にみても西軍の中核的戦力であったし、吉川・小早川両家の内応や裏切りが合戦の勝敗に大きな影響を与えたことは、疑問の余地がない。そもそも毛利輝元が味方しなかったならば、三成は、家康の上杉景勝討伐に際して大坂城の留守を預かっていた前田玄以・増田長盛・長束正家ら「三奉行」の同

意を得ることすら難しかったに違いない。そうなれば三成の挙兵は小規模な反乱として即座に鎮圧されて「関ヶ原」は起こらなかったであろう。毛利一族は、まさに関ヶ原合戦の「鍵」とも言える存在であった。

本稿では、秀吉に臣従する過程や豊臣政権における位置づけ、さらには関ヶ原合戦に至るまでの毛利氏の動向について考察する。

一 毛利氏の服属過程

織田信長在世時、中国地方攻略を秀吉が任され、毛利氏と激しい戦いを繰り広げたことはよく知られている。天正十年（一五八二）六月、本能寺の変において信長が横死すると、秀吉は明智光秀と対決するためにすばやく毛利氏と和議を結んだことも同様であろう。秀吉は毛利輝元・吉川元春・小早川隆景の毛利一族と起請文を取り交わし、毛利氏の安泰を約束する。後顧の憂いをなくすことに成功した秀吉はすぐさま東上、光秀を倒し、一気に信長後継者の最有力候補として名乗りを挙げた。

翌月には毛利氏から信長への弔意を表する使者が秀吉の元へ送られるなど、比較的良好な関係が続いていく。⁽⁴⁾ 翌天正十一年に勃発した賤ヶ岳合戦に際しても、柴田勝家は毛利氏に書状を送り味方に誘ったが、結局毛利氏は動くことはなく、中立を保っている。⁽⁵⁾

ただし、この折り秀吉は、毛利氏の動向に対して注意を怠っていない。

一筆令啓候、仍去廿一日、江北至柳瀬表、両三ヶ度及合戦、切崩、五千余討捕候、柴田修理亮馬乘四五騎にて、越州北庄居城へ北入候之処を、即追詰、天主土井際迄責込候之処、柴修天主へ火をかけ相果候、将亦、賀州・能登・越中手置并越後長尾人質等為可相分、明日廿六越中際かなか崎二至て相越候、彼表早速隙明、可令帰陣候間、

万々期其節候、恐々謹言、

筑前守

(天正十一年)
卯月廿五日

秀吉(花押)

(宇喜多秀家)
八郎殿

御宿所

これは秀吉が備前岡山城主の宇喜多秀家に対して賤ヶ岳合戦の勝利を報じたものである。⁽⁶⁾幼少の秀家は秀吉の後見を受けており、秀吉にとつて宇喜多氏は有力な味方にして貴重な戦力であつたが、柴田勝家との対決にあつては毛利氏への押さえのためであろう、合戦には加わらずに在国していた。注目されるのは、この文書が毛利方の小早川氏に伝来している点である。すなわち文書は、秀吉から宇喜多、そして宇喜多から小早川へと送られたわけだが、当然それは秀吉の指示によるものと考えられよう。

このように秀吉が、宇喜多ひいては毛利氏に対していち早く戦勝を知らせているのは、賤ヶ岳合戦の前哨戦において秀吉軍が敗北を喫していたことが大きな要因であろう。秀吉の一時不在を察知した柴田勝家は軍を動かして秀吉方の陣地を急襲し、中川清秀らを戦死させていた。そのことは「風説之由告来云、於江州北郡及一戦、中川世^(清秀)兵衛尉討死云々、追々沙汰、弥治定」というように、⁽⁷⁾京都へもすぐに伝わっている。毛利氏が上方の情報を得るため京都に家臣を滞在させていたことは想像に難くない。秀吉不利とみた毛利氏が、柴田勝家に加担する可能性がまったくないとは言えなかつた。秀吉はそれを考慮し、すばやく戦勝を知らせることによってその芽をつもつたのであろう。⁽⁸⁾

柴田勝家を破り信長後継者としての地位を確立させつあつた秀吉だが、その後の毛利氏との関係は必ずしも盤石とは言えなかつた。「去八月八日、木下平太夫^(重隆)取出之処被及合戦、敵数輩被討捕、頸注文銘々披見候、旁御高名之次

第無比類候」⁽⁹⁾、「去十八日、備前衆到其表発向之為手合、從因州口荒平人数差出候哉、然処則被懸合、手前被得勝利、高名衆被記注文越候、誠無比類候、京芸一和不相澄内、如此競望之族無是非候」⁽¹⁰⁾というように、天正十一年半ばには、秀吉方と毛利氏との間で小規模ながら軍事衝突が何度か起こっていたのである。「如此競望之族無是非候」とあるように、この衝突は秀吉家臣の木下重堅の独断により勃発したものと毛利方では判断しているが⁽¹¹⁾、これは「京芸一和不相澄」が原因であった。秀吉が求める国境付近の領地引き渡しがいまだ行われていなかったのである。備後・備中・出雲・伯耆・美作の五ヶ国の引き渡しを求める秀吉に対して毛利氏側は、

芸州各様御分別者ハ、於岩崎陳被仰定候者、信長被出と申二付候てこそ被作たる御神文にて候、国切之事も右之分に候、今又対秀吉候てハ御約束もさまで無之事、国切川切之事ハ、自彼方こそ申懸候へ、こなたにハ終無御請付と上下思召、殊更自 毛利家人質共出し候て御懇望共ハ無是非事と思召、可成程之儀をハ被仰理候て可有御覽候と思召、

というように、難色を示していた⁽¹²⁾。五ヶ国譲渡は信長の死去を知らないまま毛利氏が秀吉と交渉した結果のものであり、いわば毛利氏は秀吉にだまされたのだから、「京芸一和」の条件は当然緩和されるべきと考えていたのである。ここでは秀吉のいわば「不誠実」に対する、毛利氏側の不快感または不信感も垣間見える。

このような毛利氏首脳部に対して、秀吉との交渉を任されていた安国寺恵瓊は「御弓矢二成申候者、十二七八可為御負候」⁽¹³⁾との考えから「京芸一和」を強く推進していた。天正十一年末には、秀吉から黒田・蜂須賀の両人が美作へ派遣され、秀吉から「先手寄之城四五ヶ所相渡へき由尤候、早々可請取候」⁽¹⁴⁾との指示のもと、安国寺恵瓊や林就長との交渉にあたっている⁽¹⁵⁾。そして翌十二年正月にはようやく「外郡諸城」の引き渡しが無事に行われた⁽¹⁶⁾。毛利家中の不満を抑え、秀吉との和解を進めたのは安国寺恵瓊、そして小早川隆景であったことはたしかであろう⁽¹⁸⁾。恵瓊は秀吉

の中国下向をもちらつかせつつ、「京芸一和」を推進していったのである。

天正十二年四月、秀吉が織田信雄・徳川家康と戦っていた渦中においても、その方向性は変わっていない。この合戦で秀吉軍は手痛い敗北を喫しており、そのことは「尾州表注進云、去九日、於熱田之辺及一戦、筑州方敗軍、池田親子・森勝三討死云々、下々数輩討死、追々注進、弥治定也、筑州在所卒度モ無別義云々、然共京都以外騒動了」というように、京都へも知らされているが、毛利氏と秀吉との和平は保たれた。

国境の確定以外では、人質の上洛や「縁辺」が問題とされていたが、天正十一年中には輝元の叔父にあたる小早川元綱（後に秀包）が上洛したらしく、人質の件は落着している。残るは「縁辺」すなわち毛利輝元養女の羽柴秀勝（信長四男、秀吉養子）への入嫁のみとなったが、それも天正十二年末には決着する。これにより、秀吉と毛利氏との間における懸案材料はすべて解決することになり、翌十三年の秀吉による四国長宗我部攻撃には毛利氏も加わっている。四国攻めの段階における両者には、いまだ主従関係は存在せず、いわば「羽柴・毛利同盟」とも言うべき関係であった。しかしながら、四国攻めの直後に秀吉が関白に任官し、さらに天正十四年に上杉・徳川といった東国の有力大名が上洛し、秀吉に臣従すると、毛利氏との関係も大きく変化することになる。翌天正十五年に行われる九州島津氏に対する攻撃に先立ち、秀吉は毛利輝元とその準備を指示しているが、それはすでに要請ではなく、完全に命令と言えるものであり、しかも直判ではなく朱印状によってなされた。これによって事実上、毛利氏も秀吉麾下の大名として政権下に組み込まれたと言えるだろう。

二 豊臣政権下における毛利一族

毛利氏に残された最後の課題は、上洛のみとなった。天正十六年（一五八八）四月、秀吉は著名な聚楽第行幸を行っ

だが、毛利氏は九州肥後における国人一揆討伐に駆り出されており、行幸には参加していない。毛利一族の上洛はこの年七月のことで、二十五日には「あきのもり(安芸)・ちはや川(毛利)・きつかわ三人(小早川)くけなり(吉川)のちよつきよ(公家成)にて、けふ御れい申(勅許)」というように、参内していることが確認できる。ここでいう「公家成」とは、具体的には侍従任官を指しており、毛利輝元のみは侍従を経て即日従四位下参議に、吉川広家と小早川隆景は従四位下侍従に叙任されている。なお、毛利輝元は同時に「清華成」も果たしており、本家の当主として一段格上として扱われているのは明白だが、これは当然であろう。

一方、吉川と小早川は同じ官位に叙任されている。吉川家では輝元の叔父にあたる元春がすでに他界し、その嫡男元長も天正十五年六月に早世したため、家督は弟で若年の広家が継いでいた。吉川広家と小早川隆景では、年齢的にも、また武将としての経歴でも大きな差があったが、この時点においては秀吉から同格の存在として認識されていることが窺われる。

毛利輝元・吉川広家・小早川隆景の三人は、さらに秀吉から羽柴の名字を与えられている。羽柴名字授与は、豊臣政権における大名統制の根幹とも言えるものであり、原則として侍従以上に任官した大名に対してのみ与えられた。「羽柴侍従」は、豊臣大名にとつては身分上の重要な指標で、秀吉から有力大名として認められた証拠でもあったのである。よつて輝元に対する授与は自然だが、吉川・小早川にまでも与えられたことは、豊臣政権からみただけで、この両家は秀吉に直属する独立した大名として認められたことを意味しよう。秀吉の毛利一族に対する扱いは、極めて厚いものであったとみなすことができる。

ところが天正十九年になると、吉川と小早川に対する処遇は大きく変化する。毛利領の検地が行われ、その内訳が次のように定められたのである。⁽³⁰⁾

知行方目録之事

一、寺社領事、貳万石分、輝元次第に可立置支配、不入寺社之儀、其方次第可弃破事、

一、七千石 京進方事、

一、六万六千石

（小早川隆景）
羽柴小早川侍従

此内壹万石無役、輝元於近所、

一、拾壹万石

（吉川広家）
羽柴吉川侍従

此内壹万石無役、輝元於近所、伯耆国三郡有次第、其外出雲国富田城、はうきのかたへかた付、都合拾万石相渡、とた居城ニ可然哉之事、

一、隱岐国

羽柴吉川侍従

一、拾万石

輝元国之台所入事、

一、八万三千石

京都台所入事、

合十八万三千石之たい所入也、

一、七拾三万四千石之軍役

惣都合百拾貳万石也、

右之内、二十三万石者無役、残八十九万石之軍役、但小早川・吉川相加可勲之者也、

天正十九年三月十三日（秀吉朱印）

（毛利輝元）
羽柴安芸宰相とのへ

輝元の総石高は一一二万石とされたが、その内には寺社領二万石、「京進」すなわち秀吉への藏納分七千石、小早

川隆景領六万六千石、吉川広家領十一万石が含まれている。興味深いのは、同日付で小早川が秀吉から筑前・肥前・筑後において三十万石余を与えられている点であろう。⁽³¹⁾一方、吉川広家の所領は、富田月山城を中心とする出雲・伯耆国内十一万石と隠岐国がすべてであり、その惣石高は約十一万五千石に過ぎない。⁽³²⁾

石高面における小早川と吉川の格差は瞭然であるが、それ以上に見逃せないのは、本領を別に与えられている小早川に対して、吉川の場合はそうではないことである。さらに、吉川へは、毛利・小早川には与えられた秀吉の領知充行状も出されていない。ここからは、吉川は秀吉直属の独立大名から、毛利配下の陪臣的立場へと地位が転落した可能性が指摘できよう。

両家の格差は、文禄三年（一五九四）に、かつては秀吉の唯一の養子であった羽柴秀俊（後の小早川秀秋）が小早川家の養子となつて以降、さらに拡大する。秀俊の養父となつた小早川隆景は、まず翌文禄四年正月には参議に、ついで翌五年二月には従三位中納言へと昇進し、同時に「清華成」も果たしている。⁽³³⁾秀俊は、養子入りした時点ですでに中納言となつていたから、バランスを取るための措置であろう。一方の吉川広家は侍従のまま、すなわち「公家成」のまま据え置かれていたから、これによって、小早川は吉川を完全に凌駕するに至つたと言えよう。広家にとつて隆景は実の叔父であり、先述したように年齢的にも武将としてのキャリアにおいても著しい差があつたのは事実だとしても、弟筋に当たる小早川家の後塵を拝することになつたことは、広家にとつて大きな屈辱であつたのではあるまいか。

これに対して秀俊が養子に入つた小早川家では、隆景が家督の座を譲つて備後国三原城主となつたが、その所領は依然として筑前において与えられている。⁽³⁴⁾

筑前国鞍手郡式万三千七百四拾八石五斗、同宗像郡式万五千三百式拾八石五斗、同御牧郡内千七拾三石式斗、都

合五万百五拾石事、目録別紙有之、今度以檢地上、無役被充行畢、全可領知候也、

文祿四

十二月朔日（秀吉朱印）

（小早川隆景）
羽柴三原中納言とのへ

筑前一国は、天正十九年の段階ですでに秀吉が隆景に与えている。⁽³⁵⁾ よってこの充行は、それまでも小早川領であった土地から分知したものであることにならう。またこれは、五万石余すべてが無役とされていることからわかるように、隠居料であったとみて間違いない。

また隆景は、文祿四年七月に関白秀次が失脚した翌八月に作成された「御掟」「御掟追加」⁽³⁶⁾の署判にも名を連ねている。このことをもって、隆景を「大老」の一人とみなす見解が多いが、以前指摘したように、「大老」成立は慶長三年（一五九八）八月秀吉の死去直前と考えるのが妥当であり、隆景を「大老」とする見方には賛同できない。私見では、「御掟」「御掟追加」の発布は、関白秀次を処罰するという政権を揺るがす大事件に際して、秀吉が選んだ最も有力な大名たちが今後も豊臣政権を支持していくことを明確化したものと考えている。よって隆景は、「御掟」「御掟追加」の署判者に選ばれたことによって、政権下における最重要大名の一人として秀吉から認知されたと言える。また両法令の発布によって、そのことは広く諸大名へも通達されたのである。

その隆景は慶長二年六月に没する。当然、筑前五万石余は秀秋領と一体化し、筑前一国・肥前二郡・筑後二郡の三十万石すべての小早川家所領を存続したと思われる。ところが翌年六月、秀秋は朝鮮の戦闘における不手際を叱責され、越前北庄への転封を命じられた。その石高は、通説では十五万石とも言われる。確実なことは不明だが、大幅な減封を受けたことは間違いない。

しかし、秀秋は翌四年二月には旧領の筑前へと再び復することになる。⁽³⁸⁾

筑前・筑後領知方事、大閣様以被 仰置旨被充行畢、任帳面旨、全可有御知行之状如件、

慶長四 二月五日 輝元^(毛利)

景勝^(上杉)

秀家^(宗義)

利家^(前田)

家康^(徳川)

羽柴筑前中納言殿^(小早川秀秋)

筑前・筑後両国の石高は合わせて五十九万石余であるから、越前の所領はもとより、かつての筑前領をも上回る大加増であった。

ところで、秀吉は前年八月に死去しているが、「大閣様以被 仰置旨」とあるように、転封は秀吉の遺命にしたがつたものとされている。この点はすでに指摘したことがあるが、その際、ある可能性については触れなかった。それは、秀吉の遺命など実はなかったのではないか、という点である。というのは、死去直前の秀吉は、

一、上様^(秀吉)長々御煩付而、御失念も在之様ニ御座候間、御知行方其外御仕置等之事、最前被 仰定ことくたるへき事、

一、自今以後之儀者、如何様之儀被 仰出候共、御請ハ先申上、以御本復之上、慥得御詫、可隨其之事、

というように、とても正常とは呼べる状態ではなかった。また秀吉が、幼い秀頼の行く末を一心に案じていたことはよく知られている。このような秀吉が、果たして秀秋の処遇まで気に掛けたのかどうか。

もちろん、幼い秀頼を支えるため、一族とも言える秀秋の大名としての実力を強化するためにその所領を増やそう

と秀吉が思いめぐらした可能性はある。だが、当時の秀吉の健康状態を考慮すれば、これは間違いなく秀吉の発案によるものであるとは、断言できないのではなからうか。

では、もしもこれが秀吉の命令ではなかったとしたら、それは誰の発案によるものかと考えた場合、思い浮かぶのは、当時強い政治力を有していた石田三成である。

三成は秀吉側近として、その威光を背景に諸大名から畏怖されていたことはよく知られている。⁽⁴³⁾ また秀吉死去に際して、三成が徳川家康を極度に警戒していたことは、すでに拙著において繰り返し指摘した。⁽⁴⁴⁾ 家康を含む「五大老」を「奉行」と位置付けることによって過度な権力の集中を抑止するとともに、後述するように、密かに毛利輝元と、家康を仮想敵とした秘密同盟を結んでいたのである。

常識的にみて、秀吉との直接的な血縁関係はないものの、正室の甥にして一時は秀吉の唯一の養子であった小早川秀秋は、極めて秀頼に近い人物と当時認識されていたことは間違いないだろう。血統からすれば、万が一秀頼が早世したなら、その後継者として豊臣政権を相続する権利を有するただ一人の存在であったといっても過言ではあるまい。その秀秋の石高を増やす、つまり戦力を強化することは、政権の基盤を多少なりとも安定させ、また家康を牽制する抑止効果をもたらすものと三成が考えたとしても、なんら不思議はない。むしろ自然と言える。よってこの加増は、三成およびこれに与する前田玄以・増田長盛・長束正家ら「五奉行」が「秀吉の遺命がある」と主張することによって実現させたものであるとの推論は、まったくの的外れではないように思われる。⁽⁴⁵⁾ もちろん史料の根拠に乏しいことは承知しているが、一つの可能性としてここに指摘しておく。

三 秀吉死後の政治情勢と毛利氏

慶長三年（一五九八）八月の秀吉死去は、当然ながら豊臣政権にとってこの上ない打撃であった。その直前、秀吉は「東西八家・輝兩人、北国（利家）八前田、五畿内八五人（利家）之奉行無二異儀一候ハ、一向不可有別儀候」と語っている。⁽⁴⁶⁾これは文禄四年（一五九五）七月時点での「坂東法度置目公事篇、順路憲法之上をもつて、家康可申付候、坂西之儀者輝元并隆景可申付候事」という命令を再確認したものであった。⁽⁴⁷⁾日本の東西は徳川家康と毛利輝元、北は前田利家、畿内は「五奉行」が管掌すること、秀吉は自らの死後の政権安定を図ろうとしたのである。⁽⁴⁸⁾

同時に「五大老」・「五奉行」は起請文を取り交わし、秀頼への忠誠および互いの協力を誓約する。⁽⁴⁹⁾この時期、すでに徳川家康と「五奉行」との間には不和の風説が流れるなど緊張していたが、⁽⁵⁰⁾政権にとっての当面の最大懸案事項である朝鮮からの撤兵が解決しない間は、それが表面化することはなかった。ただし、三成と家康が何もしていなかったわけではない。先述したように三成は博多出発前に対家康を念頭にした同盟をひそかに毛利輝元と結んでいたし、家康は諸大名の邸宅を歴訪し、自己の勢力拡大を目論んでいたのである。

やがて撤兵が完了すると、早くも亀裂が生じることになる。翌慶長四年初頭、家康が福島正則・伊達政宗・蜂須賀家政らと婚姻を結ぼうとしたことが発覚し、これが私婚を禁ずるとした豊臣政権の法に抵触するとして、前田利家をはじめとする「四大老」と「五奉行」がござって家康を糾弾した。対立は激化するかと思われたが、結局、二月五日には双方が起請文を差し出すことよって一応の和解が成立した。⁽⁵¹⁾

ところが同年閏三月三日に利家が病没すると、事態は一変する。直後に細川忠興・福島正則をはじめとする、いわゆる「七将」が石田三成襲撃を計画したのである。三成は伏見城内の自邸に赴き危うく難を逃れた。⁽⁵²⁾

さて、利家逝去の翌四日に早くも伏見城内の自邸に入った三成は、毛利輝元に協力を求め、軍事決着をも視野に入れて対決姿勢をとることになる。三成支援のため、輝元は伏見の毛利家上屋敷に入っている。

た、いま上やしきへ候へく候、ともしゆ弓の者を十人はかり、いかにもミつゝにてことゝしくなく申付、た、いまいたし申候、為心得候、かしく、

(粟屋元貞)
栗右近

この史料は國學院大學図書館が所蔵する『毛利輝元自筆書状集』の一つである。⁽³⁴⁾輝元が家臣の粟屋元貞へ宛てたもので、輝元が上屋敷へ無事到着したことを知らせている。「密々にて」「事々しくなく」との記述、また供が弓衆十人であったという内容は、緊迫した状況を窺わせる。鉄砲に比べて威力は劣るものの、連射が可能で異臭も発しない弓衆に護衛させたという点に、いかに輝元が秘密裡に行動しようとしていたかが察せられる。おそらく移動も夜間に行われたのだろう。

伏見には毛利家上屋敷の他に下屋敷もあったが、防備が万全ではなかったようで、輝元は「下やしき普請事ハ申付候するや、いか、候はんや」、「へいをもます急ぎ候へ」などと毛利元康に対して度々伝えている。⁽³⁵⁾また『毛利輝元自筆書状集』にも「とかくふしミへ材木・板なをしさしのほせ度候」などとあつて、普請の催促を行っているがわかるが、別の書状には「た、ミ・板すくなく候、可急候、すみぬりハ可差上せ候、普請ハやめ候、今分にてハ一日も難成候へとも、不及了簡候」というように、普請をあきらめたとある。これが上屋敷と下屋敷のどちらを指しているのかはよくわからないが、「今分にてハ一日も難成」との輝元の言葉から、自分が差し迫った状況に置かれていると認識していたことが窺われる。

結局輝元は上屋敷に入ったようで、そのことは『毛利輝元自筆書状集』に「下へ之状、此者遣候条、急下候様、可

申付候、為心得候、其元調無油断之通、尤可然候く」とあることから察せられる。「下」は下屋敷を指すのであらう、伏見の二つの毛利邸間で、しきりに情報のやり取りが行われていた。

なお『毛利輝元自筆書状集』にはひとときわ興味深い文書があり、それには、

ふる板とも、とく早々可差上せ候、ふるわけハなく候哉、た、ミ・あしろしきもまと可差上せ候、其元おさへのた、ミよく候、た、ミとも二井伊兵へ不参候ハ、(福原元俊)福越二申候て上やしきこられ候ハ、可差上せ候、為心得候、

と記されている。文中の「井伊兵」は、兵部少輔を称した徳川家臣の井伊直政のことであらう。三成と対立関係にあり、ひいてはその三成を支援する輝元とも陣営を異にする徳川の家臣の名が、なぜここに出てくるのか、文書の内容ともども不明な点は多く、詳しくは後考としたいが、当時の毛利・徳川の関係を知る上で、注目すべき史料だと言えよう。

その輝元に対して、三成は情勢を挽回するために拳兵をうながすものの、結局自らの不利を悟り、佐和山への隠遁を余儀なくされ、政権中枢の座を追われることになった。閏三月六日、三成は子息を家康の元へ送っているが、輝元支援のため、毛利領国から軍勢を率いて馳せ上った吉川広家には、そのことはすぐには伝わらなかつたらしい。広家は同九日に「只今至西宮上着候、其方なども早々伏見可被罷上候」、「其方事、至鳥羽可被罷越候、武器・馬具取つくる可被申候」と述べている。⁽⁵⁷⁾翌年の関ヶ原合戦において広家は「今度之一義、輝元義ハ被成御存知間敷候、安国寺一人之才覚と内府公も被思召候」というように、⁽⁵⁸⁾黒田長政を介して家康に内通していたことはよく知られているが、この時点における広家の行動からは、本家の当主である輝元を守るため、懸命に働こうとの意思がみとれる。

三成失脚という事態に直面した輝元は、この後、家康との協調へと方針を転換する。勢いを増す家康は、同月十四日には伏見城の本丸に居を移しており、世上の人はこれを「天下殿」と噂した。⁽⁵⁹⁾そして同月二十一日、輝元と家康は互いに起請文を交わして和解を図ったが、ここでは、家康が輝元を「兄弟の如く」としているのに対して、輝元は家

康に「父兄の思いを成す」としており、ここに家康を上位、輝元を下位とした両者の上下関係は明らかとなった。⁽⁶⁴⁾

この後、家康の勢威は飛躍的に増大していく。慶長四年九月末、伏見を發して大坂へ向かった家康は、そのまま大坂城に逗留しここに居を据えることになった。するとほどなくして、家康や輝元とならぶ「五大老」の一人である前田利長に謀叛の嫌疑が及ぶこととなる。利長は弁明につとめ、生母の芳春院(まつ)を人質として江戸へ送ることによって、家康に恭順の意を示している。⁽⁶⁵⁾

家康の次なる標的は、やはり「五大老」の一人である上杉景勝に定められることになる。家康の再三にわたる上洛要請にもかかわらず、これを拒む景勝に対して、家康は討伐を決意するに至る。家康は同格的存在である他の「五大老」を攻撃対象とし、これは従属もしくは滅亡させることを足掛かりに政権を奪取しようとしたと考えられよう。⁽⁶⁶⁾

上杉攻撃のために家康が大坂を發したのは慶長五年六月十六日のことであつたが、⁽⁶⁷⁾すると石田三成が即座に挙兵する。三成失脚後、家康に従っていた前田玄以・増田長盛・長束正家の「三奉行」がこれに同調し、彼らが留守を預かっていた大坂城およびその主である秀頼を三成方が押さえたことにより、毛利・吉川・小早川もこれに加わつたことは、いまさら説明の必要もあるまい。ただし、西軍における毛利輝元の立場については一考を要する。

通説では、輝元を西軍の総大将とみなす―実質的には三成が指導的立場にあつたのは当然として―の⁽⁶⁴⁾が一般的であり、さらに白峰句氏は西軍における輝元の位置づけを一段高く評価し、同時期の豊臣政権を「石田・毛利連合政権」とする。⁽⁶⁵⁾だが、元来輝元は、「五大老」のなかでの格式は最も低いとみなすべきである。それが顕著にあらわれるのは「五大老」連署の發給文書で、署名順は輝元・上杉景勝・宇喜多秀家・前田利家・徳川家康の順となつており、⁽⁶⁶⁾はじめに署名している輝元が格下とされているのは明らかであろう。内大臣家康・大納言利家が後から署判しているのは当然として、残りの三人はいずれも中納言だが、任官順は秀家・景勝・輝元の順に早い⁽⁶⁷⁾ため、これが署判にも反映されて

いるとみて間違いあるまい。このことは、利家が死去し、代わって嫡男の利長が「五大老」に加わった後には、署名は利長・輝元・景勝・秀家・家康の順となることで一層はつきりとする⁽⁶⁷⁾。ちなみに『公卿補任』によれば、中納言任官は秀家が文禄三年（一五九四）五月、景勝が同年八月、輝元が慶長二（一五九七）年三月、利長が翌三年四月であった。そしてこのことは、西軍が決起した後も変わっていない。

態申入候、去年以来、^(解)内府被背御置目、上巻誓昏被違之、恣之働、従年寄衆可被申入候、殊更奉行・年寄一人宛被相果候てハ、秀頼様争可被取立候哉、其段連々存詰、及鋒盾候、御手前も定而可為御同前候、此節秀頼様^上可
有御馳走段、不及申候歟、御返事待入候、恐々謹言、

七月十七日

安芸中納言^(字多) 輝元
備前中納言^(字多) 秀家

羽柴肥前守殿^(前田利長)

御宿所

利長へ味方に付くように説いたものであるが、⁽⁶⁸⁾署判は秀家が後であり、ここからは、以前と変わらず秀家が格上のようにも見てとれる。だから秀家が総大将であったとまでは言うつもりはないが、「西軍の総大将毛利輝元」という通説は、見直す余地があるのではなからうか。現時点の私見を提示するならば、名目上の総大将というのは置かれておらず、秀家や三成ら「三奉行」を含めた集団指導体制であったとみなす方が適切ではないかと考えるが、これについては今後の検討課題としたい。

おわりに

以上、秀吉への臣従過程から関ヶ原合戦に至る毛利一族の動向について考察した。毛利家を支える吉川・小早川両家の豊臣政権における位置づけは、臣従当初から大きく変化していく。吉川家の所領は毛利領国内に包括されたものとみなされ、一方で小早川家の領地は、毛利領とは別個に、独立した形で存在することになり、また家格・官位面においても両家の格差は拡大していったのである。

吉川家の地位低下は、その呼称からも窺われる。「公家成」した大名は通常、羽柴名字＋領国名（あるいは在所名）＋官位名で呼ばれる。毛利輝元は「羽柴安芸中納言」、徳川家康は「羽柴江戸大納言」と称されたし、吉川広家にしても「羽柴富田侍従」などと呼ばれていた。広家はほかに「羽柴吉川侍従」という呼ばれ方もしており、名字が二つ重なるため、一見奇異に感じられるが、龍造寺政家が「羽柴龍造寺侍従」、伊達政宗が「羽柴伊達侍従」などと呼ばれている事例も確認でき、これは問題ない。ところが、吉川領が毛利領に包括されると決定した天正年以降は、「吉川藏人丞」⁽⁷⁶⁾、「吉川藏人佐」⁽⁷⁷⁾、「吉川藏人頭」⁽⁷⁸⁾などというように、吉川広家が「羽柴侍従」で呼ばれていない事例が散見されるようになる。ここからは、広家を「羽柴広家」ではなく「吉川広家」として扱おうとしている意図すら感じられる。たしかに、羽柴名字にせよ侍従任官にせよ、陪臣に対しては行われたいのが原則だったから、政権側からすれば自然なことであつたかもしれないが、これを広家が不本意な処遇と感じたとしても、無理からぬことであつたろう。⁽⁷⁹⁾ 広家の関ヶ原合戦時における対応には、直接的には三成個人への憤りがあつたことは間違いないが、⁽⁸⁰⁾ その根底には、そもそも豊臣政権自体への不満があつたと考えて差し支えないであろう。

一方の小早川家は、秀吉との良好な関係もあり、隆景は独立大名として扱われ、さらに秀秋の養子入りによってそ

の家格は一段と上昇した。ただし、これによって毛利本家との一体感は格段に弱まったことは疑いないため、毛利家としては、小早川領の拡大も必ずしも手放して喜べるものではなかったろう。だが、政権側―秀吉およびその側近たち―からすれば、秀吉の縁につながる秀秋の大大名化は歓迎すべきものであった。関ヶ原合戦における秀秋の裏切りはあまりにも有名である。秀秋に期待をかけた秀吉―あるいは石田三成―にとってはまったく想定外のこととしか言いようがないだろうが、これはあくまで結果論であり、秀秋を優遇することは、秀頼およびその政権を安定させるものと認識されていたと考えるのが自然であろう。関ヶ原での秀秋の行動と政権側の意図は連動しておらず、あくまで別個に捉えなければならぬのである。

そして本家の毛利輝元については、秀吉死去の前後において、三成と協力関係にあったことを再確認した。三成失脚時に際しての輝元の動向に関してはなおも検討を要するが、國學院大學図書館所蔵『毛利輝元自筆書状集』などの新出史料も発見されており、これらの検討を通して、さらなる深化が期待できよう。また関ヶ原合戦における輝元の位置づけについては、本稿では「輝元総大将説」に対して疑問を呈した。関ヶ原合戦の諸大名の動向に関しては、依然として旧来の通説がそのまま根付いている側面が多分にあるように思われる。言うまでもなく、当該期は豊臣から徳川へと権力が移行する重要な画期であり、近世武家政権研究にとってはかかせないテーマである。これを解明するための、良質な史料に基づいた、整合性のある新知見の発見が待ち望まれよう。

註

- (1) 笠谷和比古氏『関ヶ原合戦』（講談社、一九九四年）、同『関ヶ原合戦と近世の国制』（思文閣出版、二〇〇〇年）、光成準治氏『関ヶ原前夜における権力闘争』（『日本歴史』七〇七、二〇〇七年）、同氏『関ヶ原前夜——西軍大名たちの戦い』（日本放送出版協会、二〇〇九年）、布谷陽子氏『関ヶ原合戦の再検討——慶長五年七月十七日前後——』（『史叢』七十三、二〇〇五年）、同氏『関ヶ原合戦と二大老・四奉行』（『史叢』七十七、二〇〇七年）、白峰旬氏『慶長5年7月〜同年9月における石田・毛利連合政権の形成について』（『別府大学紀要』五十二、二〇一一年）、山本浩樹氏『関ヶ原の戦いと中近世移行期の社会』（『国史学研究』三十五、二〇一二年）矢部健太郎氏『関ヶ原合戦と石田三成』（吉川弘文館、二〇一四年）、水野伍貴氏『秀吉死後の権力闘争と会津征討』（和泉清司編『近世・近代における地域社会の展開』岩田書院、二〇一〇年）、谷徹也氏『秀吉死後の豊臣政権』（『日本史研究』六一七、二〇一四年）、拙著『豊臣政権の権力構造』（吉川弘文館、二〇一六年）など。
- (2) 『五大老』については前掲注(1)拙著に詳しい。
- (3) 秀吉の差し出した起請文は天正十年六月四日付秀吉起請文写（吉川家并社文書）『豊臣秀吉文書集一』吉川弘文館、二〇一五年）が存在する。また毛利氏側からも起請文が出されたことは、同年十月十八日付斎藤玄蕃允・岡本太郎左衛門宛秀吉書状写（金井文書）『大日本史料』第十一編之二）に「毛利一書并血判・人質兩人迄請取」とあり、さらに（天正十一年）十二月十八日付佐世元嘉宛安国寺恵瓊・林就長連署状にも「秀吉者於岩崎陣互以誓昏申定候之辻」（『大日本古文书』家わけ第八 毛利家文書』八五九号、以下『毛利家文書』と略す）とあることから確実である。
- (4) （天正十年）七月十七日付毛利輝元宛秀吉書状（『毛利家文書』三四七号）に「為 大相国吊、御使僧被差上、青銅万疋贈被懸御意候、誠被人御念示預候段、難申謝候」とある。
- (5) （天正十一年）二月十三日付吉川元春宛柴田勝家書状（『大日本古文书』家わけ第九 吉川家文書』一四七一号、以下『吉川家文書』と略す）、同年四月六日付毛利輝元宛柴田勝家書状（『毛利就舉氏所藏文書』『特別展 五大老』大阪城天守閣、二〇〇三年）など。
- (6) 『大日本古文书』家わけ第十一 小早川家文書』二七七号。以下『小早川家文書』と略す。

- (7) 『兼見卿記』 天正十一年四月二十日条。
- (8) もちろん毛利だけでなく、宇喜多の動向にも注意を払っていたと思われる。秀吉と密接な関係にある宇喜多だが、当主秀家はまだまだ幼いため、家中をまとめていたのは老臣たちであった。秀吉敗れるとの知らせが彼らを動揺させるのは間違いないく、最悪の場合、毛利・宇喜多が連合して秀吉の背後を襲うということも懸念されたであろう。そのため秀吉は早急に戦勝を知らせる必要があった。
- (9) 天正十一年九月五日付有元弥九郎外六名宛小早川隆景感状写（『萩藩閥閥録』卷三四）。
- (10) （天正十一年）八月晦日付草刈重継宛吉川元春書状写（『萩藩閥閥録』卷三四）。
- (11) 木下重堅は初名を荒木重堅といい、元は荒木村重の家臣であったが、村重没落後は秀吉に仕えていた（拙著『豊臣政権の権力構造』吉川弘文館、二〇一六年、第一部第一章「豊臣期における氏姓授与と武家官位制」）。
- (12) （天正十一年）十二月十八日付佐世元嘉宛安国寺恵瓊・林就長連書状（『毛利家文書』八五九号）。
- (13) 『毛利家文書』八五九号。
- (14) （天正十一年）九月十六日付佐世元嘉宛安国寺恵瓊書状（『毛利家文書』八六〇号）。
- (15) （天正十一年）十二月十五日付佐世元嘉外三名宛安国寺恵瓊・林就長連書状（『毛利家文書』八六一号）。
- (16) （天正十一年）十二月三日付蜂須賀正勝・黒田孝高宛羽柴秀吉書状（『黒田家文書』第一卷 本編、福岡市博物館、一九九九年）。
- (17) （天正十二年）正月十一日付兎玉元良外二名宛安国寺恵瓊書状（『毛利家文書』八六二号）。
- (18) 秀吉との和解に小早川隆景が前向きであったことは、（天正十二年）正月二日付けで秀吉が蜂須賀・黒田兩人に与えた書状が小早川家に伝来していることから察せられる（『小早川家文書』二七八号）。この書状は、蜂須賀と黒田が「外郡諸城」を受け取ったことを知らされた秀吉が、そのことに満足していると記した返書である。蜂須賀・黒田兩人は、安国寺恵瓊を通して小早川隆景へと秀吉の毛利に対する感情が和らいだことを知らせたと考えられる。
- (19) （天正十二年）正月十一日付兎玉元良外二名宛安国寺恵瓊書状（『毛利家文書』八六二号）に「筑州来正月廿日（秀吉）二ハ必下向と被申下候、少も虚言にて御座有間敷候」とある。
- (20) 『兼見卿記』 天正十二年四月十三日条。

- (21) (天正十一年) 十二月十八日付佐世元嘉宛安国寺惠瓊・林就長連書状(『毛利家文書』八五九号)には、
- 一、備中川内郡未詳
 - 一、伯耆三郡充未詳
 - 付、児島之事未詳
- 一、御一人御指上之事、
- 付、人質之事、
- 一、来島之事未詳
 - 一、御縁辺之事未詳
- と記されているため、人質の差し出しはすでに行われていると考えてよいだろう。
- (22) 『兼見卿記』天正十三年正月十六日条に「旧冬自芸州祝言在之」とある。
- (23) (天正十四年) 四月十日付毛利輝元宛秀吉朱印状(『毛利家文書』九四九号)。
- (24) 毛利輝元らの上洛については二木謙一氏『秀吉の接待——毛利輝元上洛日記を読み解く』(学習研究社、二〇〇八年)に詳しい。
- (25) 『御湯殿の上の日記』天正十六年七月二十五日条。
- (26) 下村效氏「豊臣氏官位制度の成立と発展——公家成・諸大夫成・豊臣授姓——」(『日本史研究』三七七、一九九四年)、黒田基樹氏「慶長期大名の氏姓と官位」(『日本史研究』四一四、一九九七年)。
- (27) 『毛利家文書』三五三・三五四号、『吉川家文書』一〇五・一〇六・一〇七号、『毛利家文書』九八六・九八七・九八九号(いずれも「後陽成天皇口宣案」)。ただし小早川隆景の従四位下昇進は八月二日付である。
- (28) 矢部健太郎氏「豊臣政権の支配秩序と朝廷」(吉川弘文館、二〇一一年)。
- (29) 羽柴名字授与の意義については、黒田基樹氏前掲注(26) 論文、前掲注(1) 拙著に詳しい。
- (30) 『毛利家文書』九五七号。
- (31) 天正十九年三月十三日付小早川隆景宛秀吉朱印状(『小早川家文書』一八〇号)。

- (32) 『大日本租税志』第二冊(清文堂出版、一九二七年)によれば、慶長三年(一五九八)における隠岐国の石高は四九八〇石とされる。
- (33) 矢部健太郎氏「小早川家の『清華成』と豊臣政権」(『国史学』一九六、二〇〇八年)。
- (34) 『小早川家文書』一八一号。
- (35) 『小早川家文書』一八〇号。
- (36) 『大日本古文書 家わけ第二 浅野家文書』二六五・二六六号。以下『浅野家文書』と略す。
- (37) 前掲注(1)拙著第二章第三章「秀次事件をめぐる諸問題」。
- (38) 『毛利家文書』一一一八号。
- (39) 「慶長三年御蔵納目録」(内閣文庫所蔵)。
- (40) 拙稿「知行充行状にみる豊臣『五大老』の性格」(『國學院大學紀要』四八、二〇一〇年)。後に注(1)拙著第三章第二章に収録。
- (41) 慶長三年八月十日付徳川家康・前田利家・宇喜多秀家・毛利輝元連署契状写(『毛利家文書』九六一号)。
- (42) (慶長三年)八月五日付「五大老」宛秀吉遺言状写(『毛利家文書』九六〇号)。
- (43) 今井林太郎氏『石田三成』(吉川弘文館、一九六一年)など。
- (44) 前掲注(1)拙著。
- (45) 筑前に復帰した秀秋の旧領である越前北庄には、それまで同じく越前の内で八万石を領していた青木重吉が、北庄城とその周辺の所領二十万石を与えられて入封している(『毛利家文書』一一一八号)。青木も秀吉の母方の親類であったから、これも一族大名を強化しようとした一環と捉えることができる。
- (46) 慶長三年八月十九日付内藤隆春書状写(『萩藩閥閥録遺漏』卷五ノ一)。
- (47) 文禄四年七月付徳川家康・毛利輝元・小早川隆景連署起請文写(『毛利家文書』九五八号)。
- (48) 病床の秀吉が、はたしてこのようなことを明確に遺言したかどうか疑わしくもあるが、同様の命令を二度にわたって出していることから、これは事実秀吉がそのように語ったものと考えてもよいだろう。

なお、徳川・毛利の「東西委任」の実態に関しては、前掲注(1)拙著において私見を述べているので参照されたい。

- (49) 慶長三年八月五日付徳川家康・前田利家宛「五奉行」連署起請文前書写、同日付「五奉行」宛徳川家康起請文前書写、同年八月八日付「五奉行」宛前田利家起請文前書写、同年八月十一日付「五大老」宛「五奉行」連署起請文前書写（いずれも「竹中氏雜留書」東京大学史料編纂所架蔵謄写本、『武家事紀』卷第三十一）など。
- (50) 『萩藩閥閥録』卷九九ノ二。
- (51) 「竹中氏雜留書」（東京大学史料編纂所架蔵謄写本）、『武家事紀』卷第三十一。
- (52) このあたりの経緯については、笠谷和比古氏・光成準治氏らの前掲注（1）書に詳しい。
- (53) 『言経卿記』慶長四年閏三月七日条。
- (54) 貴重書一七〇一『毛利輝元自筆書状集』第三卷所収。この書状集は四卷二十二点から成るが、いずれも毛利家重臣粟屋氏宛であるので、同氏の家に伝来した文書群であることは確実である。詳しくは拙稿「國學院大學図書館所蔵の毛利氏関係文書」（『國學院大學 校史・学術資産研究』五号、二〇一三年）を参照されたい。
- (55) 『厚狭毛利家文書』『山口県史』史料編 中世3。
- (56) 『浅野家文書』一一〇号。
- (57) （慶長四年）閏三月九日付桂家好外三名宛吉川広家書状『吉川家文書 別集』六八〇号。
なお、同時期の小早川秀秋の動向については、史料の制約もありよくわからない。この直前の同年二月に筑前・筑後へと国替えとなっていることを踏まえれば、おそらくは領国にあり、国元の仕置きに専念したと考えるのが妥当であろう。
- (58) （慶長五年）八月十七日付吉川広家宛黒田長政書状（『吉川家文書』一四七号）。
- (59) 『多聞院日記』慶長四年閏三月十四日条に「十三日午刻、家康伏見之本丸へ被入由候、天下殿二被成候」とある。
- (60) 『毛利家文書』一〇六・一〇七号。
- (61) 芳春院の江戸下向の意義については、前掲注（1）拙著第四部第一章「関ヶ原合戦と家康の政権奪取構想」を参照されたい。
- (62) 前掲注（1）拙著第四部第一章「関ヶ原合戦と家康の政権奪取構想」。
- (63) 『義演准后日記』慶長五年六月十六日条。
- (64) 一例を挙げれば、『寛政重修諸家譜』毛利輝元の項には「三成らがはからひによりて惣大将となる」とある。

(65) 白峰句氏前掲注(1) 論文。

なお白峰氏は「石田・毛利連合政権」の根拠として、三成は「五奉行」の中心であり、かたや輝元は大坂城に残り秀頼を補佐したことを挙げてゐる。だが、大坂城に残ったことを理由に輝元の地位の高さを論じるのは、やや無理があろう。だとすれば、同じく大坂に残留した前田玄以・増田長盛の方が、出兵した三成よりも「連合政権」のなかで中核的な存在とみなさなくてはならなくなろう。また「連合政権」というのも違和感がある。家康に対して宣戦布告した後、三成方西軍はいわば戦時体制に移行したのであって、一時的なものに過ぎない。かりに家康打倒に成功したならば、新たな体制作りが行われたのは自明であり、「政権」と呼ぶのは難しいと思われる。

(66) 『毛利家文書』一一七・一一一八号など。

(67) 『毛利家文書』一一九〇・一一三六号などの諸文書。

(68) 「加能越古文書」(中村孝也著『新修徳川家康文書の研究 中巻』)。

(69) (文禄二年カ) 正月二十七日付石田三成書状(『吉川家文書』一二九号)。

(70) (文禄二年) 三月二十日付宮部継潤書状(『吉川家文書』七一三号)。

(71) 慶長二年九月二十一日付早川長政・垣見一直・熊谷直盛連署状(『吉川家文書』一三八号)。

(72) 例外として、侍従任官せずに羽柴名字を与えられた者では滝川雄利・織田信高・同信吉が、陪臣であるのに侍従任官した者では井伊直政がいるが、これは個々に特別な理由があると思われる。例えば元織田信雄家臣であった滝川雄利に対して秀吉が羽柴名字を与えたのは、秀吉が信雄と和睦した直後であり、これは秀吉が信雄家中に打ち込んだ「くさび」と捉えられる。また織田信高・信吉兄弟は信長の子であり、これは旧主の子弟に対する特別措置とみることができよう。井伊の侍従任官については明確な理由付けは困難だが、大友家臣であった立花宗茂を引き抜いて直屬大名としたように、井伊も徳川から引き抜こうとしたとも考えられる。立花の場合は成功したが、井伊は失敗に終わったため、唯一の「陪臣侍従」が誕生したのかもしれない。そうでなければ、家康という存在を重視したための優遇的処遇という可能性もあろう。

(73) ただし、秀吉朱印状では一貫して「羽柴侍従」の名で呼ばれている。よって政権側の広家の扱いは流動的で統一されていないと言えるため、不明な点も多く、これについては後考としたい。

(74) 広家の三成に対する嫌悪は、「慶長十九年十一月十一日付吉川広家覚書」(『吉川家文書』九一八号)において、三成への不満を書き連ねていることから明らかである。